

第1章 基本的事項

1 目的

本市事務事業に係る温室効果ガスの排出削減については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（以下「実行計画〔事務事業編〕」という。）が策定されている。

上記計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を着実に進捗させるため、行政における管理と運用の実態に合わせた、効率性の高い、独自の環境マネジメントシステムを構築する。

このシステムを適切に運用することにより、温室効果ガスの排出削減をはじめとする環境負荷の低減に努め、SDGs達成に貢献する環境先進都市大阪の実現をめざす。

2 位置づけ

このマニュアルは、環境管理のための組織の構成、運営その他必要な事項を定めるものである。

3 適用範囲

（1）対象組織

本市の全所属・全組織（日本国内に限る）

（上記組織で勤務する者を取組対象者とする。取組対象者は常勤職員を必須とし、可能な限り非常勤職員、臨時職員等を含める。）

ただし、認証機関の認証を受けた環境マネジメントシステムを運用する所属・職場については、本マニュアルに定める取組と重複するもののうち、環境管理責任者（環境局長）が認めるものについて、本マニュアルを適用しない。

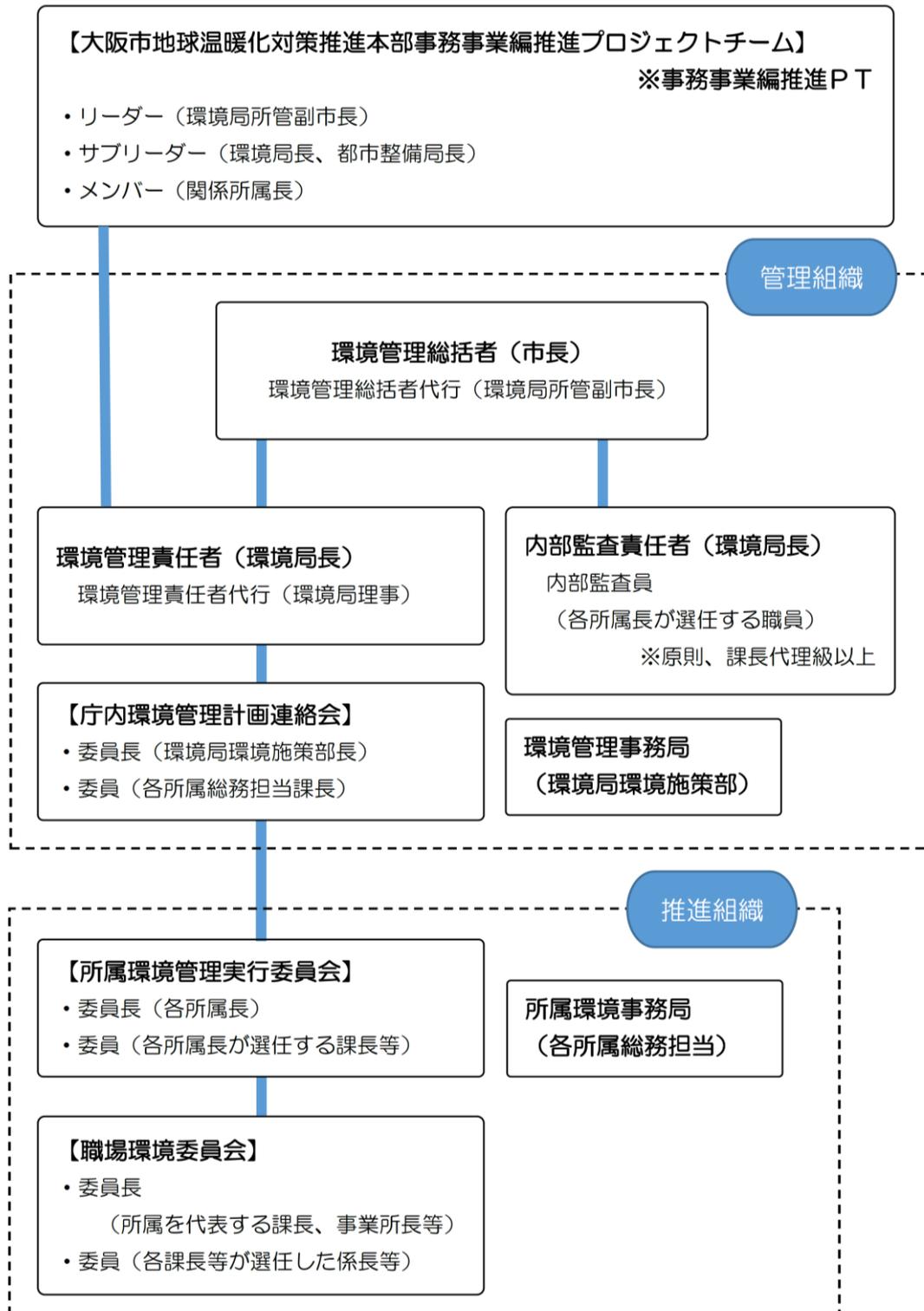
（2）協力要請

本市が設立した地方独立行政法人や本市の外郭団体、指定管理者、並びに本市業務の請負業者等に対して、本マニュアルに基づく環境に配慮した取組への協力要請に努める。

4 推進体制、役割

(1) 推進体制

- ① 環境マネジメントシステムを効果的に運用するため、推進体制を構成する。
- ② 推進体制は、管理組織、推進組織及び大阪市地球温暖化対策推進本部事務事業編推進プロジェクトチーム（以下「事務事業編推進PT」とする。）とする。



※本推進体制における「職場」とは、課、事業所単位を基本とし、環境に配慮した取組を推進する単位として各所属が定めるもの。

(2) 管理組織は、次のとおり構成し、環境マネジメントシステムの適切な管理を行うため、記載する役割を担う。

環境管理総括者	市長	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の決定 環境マネジメントシステムの見直し
環境管理総括者代行	環境局を所管する副市長	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故あるときは、その職務を代理する。
環境管理責任者	環境局長	<ul style="list-style-type: none"> 市全体のシステム運用管理 環境方針及びシステムの見直しの市長への提案 環境マネジメントマニュアルの作成・運用管理 市全体の取組目標の決定、実態把握、公表 環境に配慮した取組推進のための研修の実施 外部評価委員の選任 環境マネジメントシステムに係る進捗状況等の事務事業編推進 PT 及び市長への報告
環境管理責任者代行	環境局理事	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者を補佐し、環境管理責任者に事故あるときは、その職務を代理する。
庁内環境管理計画連絡会		<ul style="list-style-type: none"> 本市における環境に配慮した取組の推進を行う。
委員長	環境局環境施策部長	
委員	各所属総務担当課長	
内部監査責任者	環境局長	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査計画の策定、被監査所属への通知 監査結果の事務事業編推進 PT 及び市長への報告
内部監査員	各所属長が選任する職員	<ul style="list-style-type: none"> 監査員監査の実施
環境管理事務局	環境局環境施策部	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者を補佐し、本市の環境に配慮した取組を推進 環境マネジメントシステムの運用に係る庶務 庁内環境管理計画連絡会に係る庶務

(3) 推進組織は、次のとおり構成し、職員に対する環境マネジメントシステムの理解と環境に配慮した取組を推進するため、記載する役割を担う。

所属環境管理実行委員会		<p>《委員会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属における環境に配慮した取組を推進 <p>《委員長》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境方針を把握し、所属内に周知 ②関係団体への取組協力を依頼 ③市全体の取組目標を把握し、所属内に周知 ④所属における取組を管理し、評価、見直しを行う ⑤環境に関する研修を実施し、管理する ⑥所属における法令遵守点検を実施し、管理する ⑦緊急事態に対応し、対応後、環境管理責任者へ報告する ⑧取組に関する不適合を把握し、是正する (法令不遵守、環境マネジメントシステムで定めたルールからの著しい逸脱、目標の著しい未達成等) ⑨内部監査(職場内点検・監査員監査)を実施し、実施結果に基づく改善 ⑩外部評価による指摘に対応し、管理する ⑪職場環境委員会の設置 <p>《委員》 委員長の補佐</p>
委員長	各所属長	
委員	委員長(所属長)が選任する課長級職員等 (課長級職員を中心とすること)	
職場環境委員会		<p>《委員会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属環境管理実行委員会下部組織 ・職場における環境に配慮した取組を推進 <p>《委員長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属環境管理実行委員会が行う内容を職場単位で実施(②、⑪を除く。) <p>《委員》 委員長の補佐</p>
委員長	所属環境管理実行委員長が選任する課長、事業所長等	
委員	委員長(課長等)が選任する係長級職員等	
所属環境事務局	各所属総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・所属環境管理実行委員長を補佐し、所属における環境に配慮した取組を推進 ・所属環境管理実行委員会に係る庶務

(4)事務事業編推進 PT は、大阪市地球温暖化対策推進本部設置要綱に基づく者で構成する。

事務事業編推進 PT		<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの進捗管理 本市の環境に配慮した取組を推進
リーダー	環境局を所管する副市長	
サブリーダー	環境局長 都市整備局長	
メンバー	関係所属長	

参 考

大阪市庁内環境管理計画（環境マネジメントマニュアル） 全体フロー

